

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学教務委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学および大学院の教務に関する事項
- (2) 学部間および大学院研究科間における教務の連絡調整に関する事項
- (3) 他大学等との教育の連携に関する事項
- (4) 全学および大学院の教務に係る調査および研究に関する事項
- (5) その他教務に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) (削除)
- (3) 学部および大学院研究科ごとに委員長が指名する教授1名
- (4) 事務局次長
- (5) 全学共通教育推進機構副機構長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員となる理事のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学教務委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第4号または第5号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第4号または第5号委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第3条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条、第5条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第3条関係）

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（第2条、第3条関係）

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（第3条、第5条関係）